

- ・ 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・ 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・ 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和7年11月12日

厚生委員会

速報版

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午後 1 時 29 分開会

○長沢興祐委員長 それでは皆さんおそろいです
で、ただいまより厚生委員会を開会いたします。

———— ◇ ————

○長沢興祐委員長 まず初めに、私から記録署名員
を御指名申し上げます。

白石委員、おぐら委員、よろしくお願ひします。

———— ◇ ————

○長沢興祐委員長 請願・陳情の審査に移ります。

初めに、(1) 5 受理番号 8 介護保険料負担
を減らす「介護保険料負担軽減給付金」制度の創
設と介護従事者の待遇改善を求める陳情を単独議
題といたします。

前回は継続審査であります。

また、報告事項(6)令和6年度の介護保険料
の収納率及び差押人数・金額等についてが本陳情
と関連しておりますので、合わせて執行機関に説
明を求めます。

○高齢者施策推進室長 福祉部の報告資料 22 ペー
ジを御覧ください。

令和6年度の介護保険料の収納率及び差押人
数・金額等につきまして、御報告を差し上げます。

御報告の前に、まず1点、おわびがございます。
一部誤字がございました。項番2、差押人数等の
(1)冒頭、対応整理と記載がありますが、滞納
でございました。大変申し訳ございません。訂正
させていただきます。

まず、収納率でございますが、現年度分につき
まして滞納させないための取組、それから初期滞
納者への早期対応を行っております。グラフに示
しておりますが、令和4年度から比べますと右肩
上がり、90%台後半の高い収納率を維持してお
ります。令和6年度につきましては、前年度比0.

36ポイント増加しております、97.56%
の収納率になっております。

また、項番2に記載がありますが、差押人数で
すけれども、こちらは法令に基づきまして滞納者
の財産調査を行いまして、差押え、また執行停止
等を実施しております。

今後ですけれども、これまでに引き続きまして、
財産がある滞納者の方に対しましては、財産調査
によりまして判明した財産を着実に差押えするな
ど適切に対応してまいります。また一方で、生活
困窮等でなかなか納付が困難な方、そういった方々には、分納の御提案をしたりということで、
滞納者に寄り添った丁寧な対応を引き続き行って
まいります。

報告は以上になります。

○長沢興祐委員長 ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。

○白石正輝委員 介護保険料については、足立区地
域保健福祉推進協議会というのを開いているわけ
ですが、この中に議員は5人だけ、全体では一般
の人たちを含めると約50人ぐらいの委員がいて、
そこで審査をするわけですけれども。

副区長、ここに、まだ私、審議会の中で区長か
らの答申をもらってないのですが、今年度も答申
を出す予定ですか。

○副区長 来年度に答申をお願いする予定でござい
ます。

○白石正輝委員 そうすると、議員だけではなくて
一般の人たちも含めた中で、介護保険料について、
介護保険計画について審議してくれということを、
区長から諮問するわけですね。

○副区長 白石委員のおっしゃるとおりです。

○長沢興祐委員長 他に質疑ございますか。

○山中ちえ子委員 介護保険料の負担軽減というと
ころでは、「保険あってサービスなし」というふ
うに言われるような状況になってしまっている、
こういったことが背景にあって負担軽減が求めら

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

れていると思うのですけれども。

介護認定ということでは、適切に認定されて、入院してた方が退院するときに、退院と同時に認定がしっかり出て、しっかりとサービスがケアプランされるとか、その辺の課題というのもあったと思うのですけれども。サービス、給付の点ではよりよくなっているのかといったところが問われる、そういうった退院のときに適切にケアプランが受けられるといった状況になっているのか。

その辺はどう努力されてきて、どういう今の評価が区としてはあるのでしょうか。

○介護保険課長 入院をされていた方が入院中に介護のサービスが必要な状態になられて、在宅に戻られる際には、サービスを使いたいという方につきましては、入院中であっても認定審査が行えるようには、こちらから御連絡等はさせていただきます。

ですので、そういう意味では、認定の申請を行っていただければ、在宅に戻られる際には病院の中で訪問調査などを行わせていただきますので、その結果、退院後に介護サービスを使っていただけるものかというふうに認識をしております。

○中山ちえ子委員 それがタイミングよくできないというのがあるのです。そんな、みんな、ちゃんと都合よくサービスが受けられているのかといつたらそうでもなくて。

認定申請した後に認定が下るまで、では、どのぐらい掛かりますか。

○介護保険課長 おおよそでございますが、大体、今、申請をいただいてから40日ほど掛かってございます。

○中山ちえ子委員 40日掛かるということは、退院が決まるときに認定申請しようということでは遅いわけで、病院のソーシャルワーカーが相当な思いで、先々を考えて、認定申請しましょうとか声を掛けるのであればそれがかなうとは思うのですけれども、そうならない方もいらっしゃるとい

う中で、何か工夫が必要だと思いますけれども。

例えば、認定申請するとなれば、もともとお願いしようとしていた居宅介護支援事業所は、病院の中に入るというわけですけれども、そこで介護報酬というのは発生するのですか。

○介護保険課長 やはりケアマネジャーの介護報酬というのは、介護サービスを利用していただくことが前提になりますので、入院期間中につきましては、そういう報酬というのは現状出ないとということでございます。

○中山ちえ子委員 だから、ボランティアで認定申請の手続をやってあげなくてはならなくなるわけです。それは法律上はいけないとされてもいるわけですよ、そういうジレンマが生まれちゃうと。そこをクリアしないと、在宅療養に退院時にしっかりとつなげていくことができない、医療と介護の連携もうまくできないということになってしまいますが。なので、そこは工夫が必要だということが言われてきたと思います。

そこに対して、どう努力してきたのかなというのが問い合わせですけれども。今後どうしていくということも含めてあれば。

○介護保険課長 山中委員おっしゃるように、ケアマネジャーが実際そこに、もともと関わっていらっしゃるようなケースだと、そういうことというのは現場でもしかしたら起きていらっしゃるというふうには思います。もちろん、今まで全く使ってない方もいらっしゃいますし、御家族などがいれば申請は御家族ももちろん行っていただくことができますので、そういうところで、申請部分においてケアマネジャーがただ働きをしているという部分は、一部そういうところはあるかもしませんけれども、一般的には申請は誰でも、そういうた★★できるというところですので、そこは、そういう制度上の問題はないかなとは思うのですけれども。

山中委員おっしゃるとおりなところで申します

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

と、その間のケアマネジャーの報酬という部分、また、病院の入院中における退院後のそいつた支援については、やはり周知の仕方ですとか、退院した後のその方が適切なケアを受けられるよう、そいつた情報、意見交換などを行うことができるよう、そいつた周知等を行っていく必要があるかなというふうに考えております。

○長沢興祐委員長 よろしいですか。

○山中ちえ子委員 医療介護連携課からはないですか。

○医療介護連携課長 失礼いたしました。医療介護連携課の方で、医療と介護連携の取組の一環で入退院支援相談員交流会というものを実施しております。その中に、年4回やっているのですけれども、4回目はケアマネジャーもお呼びして、そいつた会を行いますので、山中委員から御指摘いただいた課題も含めて、議題にして検討していくたいと思います。

○山中ちえ子委員 陳情の趣旨である研修ですね、研修をということで、やっぱりそれを保障する立場で区にいてほしいといった願いもあります。こういった研修ということであれば、医療介護連携の多職種連携が研修に組み込まれていると思うのです。そこで、なかなかそいつた困難の声というのは当事者から上がらないものですね。なので、要するに、ルールにのっとってやらなくてはいけない、それが報酬を受けるための条件であるわけなので、ちょっと飛び抜けた、そういうことが発言しにくいわけです。なので、多職種連携の会議は年に1回だというふうにいわれていますけれども、ブロックごとでも年に1回やられているという話なのです。なので、ブロックというのも、区内五つに分けたブロックだというわけです。

なので、よりそういうことがしやすい状況にしていくためには、さっき言ったように、医療のソーシャルワーカーと在宅のケアマネジャーなりサービス担当者、それから家族が、当たり前だよね

というぐらい、退院時にスパンをちゃんと考えながら対応していくという状況をつくっていくための何か仕掛けをつくっていってほしいと、お願ひですけれども、どうでしょうか。

○医療介護連携課長 お話しした多職種連携ですけれども、最大の目的を顔が見える関係の構築としております。今、課題として持っているのは、会員、医師会ですとか歯科医師会、そいつた会員は取り込んでいるのですけれども、その他、会員でない方を取り込んでいかないと、もっと広がっていかないという課題を持っておりますので、今後そいつたところを踏まえ、連携を深めていきたいと考えております。

○山中ちえ子委員 よろしくお願ひします。会員でない人たちにもそれを広げてやっていくと。やはりこういった研修だったり多職種が、もちろん利用者を中心とした担当者会議というのも、介護保険の保険法の中では報酬が出る仕掛けになっていないわけなのです。でも事業者としては、その時間に会議に出させる時間というものを管理しなくてはいけない、そういう中で、医療介護が疲弊してきている現在の状況を見ると、ますますそういった会を持つ時間を取りづらい状況になってしまふのかなと思うので、この陳情趣旨でもありますように、足立区がそういう体制をつくっていくための補償の部分で、役割を發揮するということを考えていくべきだと思いますが、どうでしょうか。

○医療介護連携課長 御質問いただきました保障のところについては、なかなか、国の制度もありまして難しいかなと思うのですけれども、直接集まる機会をなかなかつくる時間がない、そういうときに、医療介護で使うMCSという非公開型SNSがございます。こういったところの普及も、そいつたところの一助になると考えておりますので、よりそいつたところの普及を頑張っていきたいと考えております。

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○おぐら修平委員 報告資料の中の介護保険料の滞納者及び差押人数・金額等についてですが、これらについては報告があるのですけれども、令和4年、5年、6年と収納率についてはパーセンテージがありますけれども、滞納者の人数については、

令和4年、5年、6年の推移はいかがでしょうか。

○介護保険課長 年々、収納率の増加に伴って、やや減少傾向にございます。例えば今年度の直近と1年前を比較いたしますと、700名ほど滞納されている方は減少しているという状態でございます。

○おぐら修平委員 令和4年、5年、6年の全体の数については。今現在は700名ほど減少しているということですけれども、全体の数は令和4年、5年、6年、いかがですか。

○介護保険課長 失礼いたしました。おおむね6,000人程度滞納されている方はいらっしゃいますが、年々減少……。すみません、令和4年度、5年度の数字、手元にないのですけれども、令和6年度、7年度というところで、令和6年度が5,900名ほどで、令和6年度の10月時点ですけれども約5,300名ほどという状態になっております。

○おぐら修平委員 この中で、65歳以上の1号被保険者、また40歳から64歳の2号被保険者、その内訳というのは区分けされていますでしょうか、滞納者の中で。

○介護保険課長 こちら、介護保険では第1号被保険者の方の分を対象とさせていただきまして、第2号被保険者の分につきましては、基本的には診療報酬支払基金などから法定の割合で入ってまいりますので、あくまで、今回の報告をさせていただいている内容でございますけれども、第1号被保険者のみというふうに御理解いただければと思います。

○長沢興祐委員長 よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長沢興祐委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派の意見をお願いします。

○白石正輝委員 副区長から、議会も入っている、大部分は一般の区民の代表者ですけれども、そこ
の保健福祉推進協議会に区長から諮問があるとい
うことですから、その中で十分に議論していきた
いというふうに思いますので、今回はこのまま継
続で。

○佐々木まさひこ委員 この陳情の趣旨は2種類あ
って、介護保険料負担軽減給付金の創設とい
うことを求めている部分ですが、これはかなりハ
ードルの高い陳情かなという部分で、介護従事者の待
遇改善ということに関しましては、どこの党もそ
ういう部分に関してはしっかりと進めいかなければ
いけないというふうに思っておりますので、陳
情の方、前段の部分が重要であるということであ
れば、なかなか難しいのかなというふうには私ど
もとしては思っております。

また、介護保険料の滞納に関しましては、基本
的には特別徴収で年金から引かれているわけです
ので、一般徴収の方、年金がかなり低かったりし
て引けない方が対象なのだろうというふうに思
いますので、これは是非丁寧に、滞納についても資
産の状況なども勘案しながら丁寧にやっていただき
たいということを要望して、継続を主張いたします。

○中山ちえ子委員 やはり介護保険サービス、給付
を充実させればさせるほど保険料が上がるとい
った仕組みになってしまっていて、国庫負担が20
08年からどんどん切り下げられているといった
こともあります。なので、やはりそれは人員不足
だったりを招いた背景もあるわけですが、人員不
足といった大きな深刻な問題を解決するといった
ことも含めて、充実させていく、尊厳を大切にする
介護保険サービスを担ってきた各サービス担当
者たちが積み上げてきた宝を崩さないようにする
ということでも、保険料負担軽減のやり方はいろ

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

いろな提案がされています。なので、それは実現させていかなくてはいけないと思います。

そして、滞納の報告の件なのですけれども……。

○長沢興祐委員長 山中委員、要点をまとめていただけますか。

○山中ちえ子委員 今回の滞納の件も、先ほど佐々木委員おっしゃったように、ほとんどの人が年金や保険料からの天引きなわけですけれども、低年金の方々のみ徴収なわけですよね。その中で、こういった滞納をどう厳しく取り締まるかといったことだったりということでは、先ほど区もおっしゃっていたように寄り添い型で分納などの相談を受けているということなので、それを重視して取り組んでいってほしいです。

これは採択の態度を表明したいと思います。

○おぐら修平委員 継続でお願いします。

先ほど意見をちょっと一言言おうと思ったのですけれども。先ほど佐々木委員と山中委員もおっしゃったとおりで、年金から天引きできない普通徴収の方ですよね、ということは、無年金、若しくはそれ以下の年金であるということで、そこから更に、無年金であるということはイコール生活が恐らく厳しい方が圧倒的に多いだろうということは容易に推察できるわけで、早い段階で対応していくかないと、どんどんどんどん膨れ上がっていくだけで、前回の本会議質問の中で私この保険料、税の滞納から福祉まるごと相談課に速やかにつなぐ仕組み、これはほかの分野でもそうなのですから、それについても質疑をしたところですけれども、そういった仕組みのより一層の強化であったりだとか、また、介護保険料の滞納というのではなく、ほかの滞納にもほぼ間違いなくつながっているパターン、複合的な課題を抱える方が圧倒的に多いので、そういったところを各部署、またいろいろな機関と連携しながら対応を進めていただければということで要望しまして、この件については継続でお願いします。

○高橋まゆみ委員 私は、介護保険というのは、本来は社会保障の充実というところで入ってきたかと思うのです。最初3,000円程度だったところにも書いてありますけれども、それが倍になり、更にはこうやって差押えをされるような人たちが増えているというのは、社会情勢から見てもかなり重たいものになっているのだなと。

足立区として、補填といいますか補助といいますか、区民を助ける政策というのはやっぱり進めいかなくてはいけないと思うので、採択を求めます。

○長沢興祐委員長 本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○長沢興祐委員長 挙手多数です。よって、継続審査と決定いたしました。

次に、(2) 5受理番号9 カメラ型のオートレフラクトメーターを用いた検査を未就学児全児童に行い、弱視の周知啓発を行うよう求める陳情を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。

執行機関、変化はございますか。

○保健予防課長 特に変化はございません。

○長沢興祐委員長 それでは質疑に入ります。

何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長沢興祐委員長 質疑なしと認めます。

各会派の意見をお願いします。

○白石正輝委員 取りあえず、いろいろと議会の意見も執行機関側で聞いていただいて、相当改善されてきたのです。ただ、まだまだ請願者に言わせると不満なところがあるということですから、しばらく議論をしていきたいというふうに思いますので、継続でお願いします。

○佐々木まさひこ委員 継続でお願いします。

○山中ちえ子委員 やはり多くの保護者たちは弱視について知識がない中で気付かないといったこと

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

もあるため、こういった早い時期からといったことでは賛成できる内容でありまして、今回も採択の主張をしたいと思います。

○おぐら修平委員 継続でお願いします。

○高橋まゆみ委員 学校現場とかでもタブレットなどIT化が子どもたちの視力に影響を与えてないはずはないのですが、行政側が言っている精密機器のため全部にそろえるのは難しいというのも分かりますが、是非子どもたちのためにも、そこはちょっと行政側に知恵を絞っていただいて進めていただきたいと思うので、採択をお願いします。

○長沢興祐委員長 本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○長沢興祐委員長 挙手多数あります。よって、継続審査と決定いたしました。

次に、(3) 5 受理番号 49 別居・離婚後の親子を支援する公的サポートを求める陳情を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。

執行機関、何か変化はございますか。

○親子支援課長 変化につきまして、2点お伝えします。

まず、この陳情の背景になっています共同親権導入等の民法等改正につきましては、令和6年5月に成立しまして2年以内に施行されるとしておりましたが、この度、10月31日の閣議で令和8年4月施行と決定することになりました。

二つ目ですが、周知につきましては、現在、法務省が作成したポスターと、10ページほどのリーフレットを活用しているところですが、この度、子ども家庭庁でもリーフレット、今までのリーフレットよりもより分かりやすくシンプルにしたものと、名刺サイズのカードを作成しているというような通知がありました。そして、これはこの12月に配布予定とのことですので、区に届きましたら委員の皆様にもお届けいたします。

以上です。

○長沢興祐委員長 質疑はございますか。

○中山ちえ子委員 今の報告なのですけれども、名詞型だったり、説明のチラシは、どの程度届くようにする考えなのでしょうか。

○親子支援課長 今必要数の調査ということで通知が来ておりますが、これから検討しますが、参考の数値としましては、法務省のポスターは区内の施設140か所、300枚ほど掲示を依頼しておりますので、その辺の数字を参考に、数は決定していくかと考えています。

○中山ちえ子委員 実際、親が離婚の協議のときに、子どもをめぐっていろいろなトラブルを抱え続けるといったケースというのが、この数年、どういう経過をたどっているのでしょうか。増えているといった認識ですか。

○親子支援課長 その辺の数というのは把握しておりませんが、区の相談窓口では、家族の状況、子育ての状況、いろいろな状況があるというのを把握しておりますし、複雑化しているというようなことは認識はしております。

○中山ちえ子委員 複雑化しているということでは、その受皿というか、それを受け止めて、東京都なり国なりの担当窓口に案内したりとか、いろいろ寄り添うことが多いと思うのですけれども、どのように、福祉まるごと相談課などに来るケースが多いのですか。

○親子支援課長 入り口というのが様々であります、DVの被害者という方の相談もあれば、離婚という相談もありますし、その中では円満に離婚するという中での相談等もありますので、そこからおつなぎするところというのは、法律家におつなぎする場合もあれば、家庭相談のところ、または障がい、病気があれば、そういう部屋におつなぎする。お子さんがとか御本人がということもありますけれども、かなり幅広く、いろいろなところにおつなぎするというのが現状であります。

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○中山ちえ子委員 是非、その内容をしっかりと、区の中では見える化ですよね、一般にはもちろん見える化なんてないのですけれども、関係部署がしっかりと透明性をもって対応するというふうにして、いってほしいのですけれども、その点ではどうでしょうか。

○親子支援課長 今申し上げたとおり、なかなか幅広くいろいろな切り口で支援が必要なところがありますので、今、区では、具体的には17の課になりますけれども、区のチャット機能を使いまして常時情報交換をするようにしておりますと、とにかく今一番気を付けなくてはいけないのが、いわゆるたらい回しといいますか、うちではありますんということがないようにということで、関係部署で横の連携をしてるところです。

○中山ちえ子委員 是非、こういったときに子どもは何もないような顔をしてるかもしれないですが、親を思って本当のことが言えないとか、食べるものが食べられなくなったりとか、健康上の影響というのが出やすいです、こういうときというのは。

だからそういうところは、衛生部もそうですが、いろいろな、福祉関係でもそうですけれども、アンテナを高くして、子どもに寄り添えるといった対応をしていただきたいのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○親子支援課長 今回の民法等の法改正の中心になるところが、子どもを中心というところで、共同親権であるとか法定養育費の導入というところが検討されてきました。ですので、先ほど、区での連携につきましても、学校関係、保育関係も含めて今連携をしているところです。

○長沢興祐委員長 よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長沢興祐委員長 質疑なしと認めます。

各会派の意見をお願いします。

○白石正輝委員 共同親権等について法律も変わっ

てきましたから、この運用状況を見ながら皆さんとしっかりと議論していきたいということで、継続でお願いします。

○佐々木まさひこ委員 今、親子支援課長からお話をあった、令和8年4月から共同親権の法が施行されるということで、共同親権の法改正が行われようとしてるときには両方から様々な御意見をいただくことがございました。特にDVが絡んでいるようなところでは、母親の方からはなかなか共同親権はというようなお話を伺ったりもしましたし、実際の運用がどうなっていくか、また、どう丁寧に行政としても対応していくかということが課題になってくるだろうというふうに思いますので、これは本当に幅広い課題があって、しっかりと様々、法改正の実際の運用とか今後の法改正も含めて議論しなくてはいけないことではありますので、継続を主張いたします。

○中山ちえ子委員 石川県では、こういった子どもとの個別相談もやり始めることがあるわけであって、思いは多分同じだと思うのですが、行政の方も。だから、それを拡充していくといったことでは、この陳情で求めていること、これを大きく後押ししていきたいと思いますので、採択をお願いします。

○おぐら修平委員 継続をお願いします。

○高橋まゆみ委員 こちらは、子どもたちのことを考える前に、母親だったり父親だったり、子どもを育てる側の経済的支援みたいなものは拡充していかなくては、子どもたちの不幸につながってしまいますので、そこはしっかりと、前例がありますので、明石市などで、そちらを参考にしていただいて、是非取り入れていただきたいと思いますので、採択をお願いいたします。

○長沢興祐委員長 本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○長沢興祐委員長 挙手多数であります。よって、

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

継続審査と決定いたしました。

次に、（4）5受理番号53　パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書を国に提出することを求める請願を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。

執行機関、何か変化はございますか。

○感染症対策課長　特に変化はございません。

○長沢興祐委員長　それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長沢興祐委員長　質疑なしと認めます。

各会派の意見をお願いします。

○白石正輝委員　継続でお願いします。

○佐々木まさひこ委員　継続でお願いします。

○中山ちえ子委員　継続でお願いします。

○おぐら修平委員　採択でお願いします。

○高橋まゆみ委員　継続でお願いします。

○長沢興祐委員長　本件は、継続審査とすることに

賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○長沢興祐委員長　挙手多数であります。よって、継続審査と決定いたしました。

次に、（5）受理番号4、あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情を単独議題といたします。

前回は継続審査であります。

執行機関、何か変化はござりますか。

○生活衛生課長　特段の変化はございません。

○長沢興祐委員長　それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○中山ちえ子委員　あはきというのは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師ということで、それを略したものだということで、柔道整復師も含め、国家資格を取った方も、この医師ではない行為というのに含まれるということ、そして、それは民間の資格を持たない人たちとは分けるとい

う考え方、こういった考え方では、いろいろな立場で意見が違うといったこともあります。それで、無資格者による不適切な広告や施術による事故が報告されているというのですけれども。

こういったことでは、無資格者ではない国家資格を持つ方々であるわけで、あはきは。それとはちょっと区別するという考え方で区の方も考えているということでしょうか。

○生活衛生課長　中山委員おっしゃるとおり、あはき・柔整については国家資格であって、いわゆるカイロプラクティックとかそういった無資格の方がやるマッサージみたいなところもあるかとは思っております。

○中山ちえ子委員　そういったこと也有って、いろいろな労働者や個人事業主が健全に暮らしていくといったことも考える中で、この広告規制の範囲だったりを取り締まる今回初のガイドラインということでお出されたものをめぐって、いろいろな議論がされているわけすけれども。

今回のガイドラインが新しく考え方を加えたものというのは、どんなものなのでしょうか。

○生活衛生課長　今回のガイドラインにつきましては、今まで法で広告に関する規制がなかったものということでありました。我々行政が実際の現場で指導する事項というのが、法令に書いてある、いわゆる限定列挙のみであったので、それを分かりやすく皆様に指導できるようにということで、今回ガイドラインが定められております。

○中山ちえ子委員　時代が変わって、時代が変わる前、戦後のときは、届出、医業類似行為という、その人限りの、個人個人のやり取りで、特例で仕事をしても構わないというような措置をしていましたけれども、時代が変わって現在の解釈では、あはきも医療類似行為に該当すると、少なくとも行政や政治は判断していると。

でも今、また更に時代も変わっていく中で、あはき・柔整は医療類似行為ではないというような

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

考えも大分、政治や行政の中で浸透してきているというふうに聞いているのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○生活衛生課長 あはきや柔整の施術者については、いわゆる医療と紛らわしい、そういう誤認等を一般の方がしないようにということで様々な規制が掛けられております。

今回のガイドラインも、医療とはつきり区別する、そういう情報を正確に渡すというような目的で定められておりますので、その視点で行政としても各施術所に指導と周知をしていきたいと考えております。

○長沢興祐委員長 よろしいでしょうか。

○高橋まゆみ委員 ありがとうございます。単刀直入に聞きたいのですけれども、行政が考える「広告可能な事項」ということで、どういったものだったらオーケーなのですか。お願いします。

○生活衛生課長 こちら、法に定められているもののみになります。例えば、あはきになりますと、施術者である旨並びに施術者の氏名や住所とか、施術所の名称、電話番号、また住所、そういうものに限定されてますので、それ以外のものというような形になると、場合によっては指導の対象になるかと思います。

○高橋まゆみ委員 そうすると、一般的にチラシがよく入っている、首・肩・腰・膝の痛み・こりなどという、この文言はどうですか。

○生活衛生課長 実際のものを見ていないので、個別に今ここで、それがいいか悪いかというのはなかなか難しいところがあるのですけれども、いわゆる診療とかそういう言葉が入っていた場合には、当然ガイドラインに抵触するものと考えております。

○高橋まゆみ委員 ということは、ただ膝・肩・こりと書いてあっても、それを治療する旨みたいなものを書かなければ、ただ看板に首・肩・腰と書いてもいいということになりますけれども、いい

ですか。

○生活衛生課長 そちらについては個別の、看板全体とかそういうのを見ないと、ここで今具体的に、その言葉だけでいいか悪いかというような判断はできかねますので、そのあたり、もし何かあるのであれば、具体的にお持ちいたければ確認したいと思います。

○高橋まゆみ委員 一つの接骨院だったりということではなくて、大体の場合が、接骨院を開業しますというチラシには、こういった文言がほとんど入っていると思うのです。今、最初におっしゃった名前だったり住所だったり電話番号だったり、そこだけのチラシというのは逆にないと思うのです。

そこを当事者の人たちが分かってないというところが一番問題で、あたかも本当に過剰なところだけを縛ると思われているところが問題であって、そこを、このように縛りができますというのをきちんと行政側は言わないといけないと思うのですが、いかがですか。

○生活衛生課長 そういうた、今回このガイドラインができたということを、今全ての施術所に通知を出しまして周知をしました。今後も、まず区としましては、そういうた周知、それで自主的に、このガイドラインについて施術者の皆様、施術所を営業する皆様に理解をしていただきたいというような形で、その中のこちらでできることというのは今後も続けていきたいと思います。

○高橋まゆみ委員 そうしたら、本当に分かりやすく、ここは駄目なのです、だけれども、ここはこういう形で書いてもいいですというのをきちんと提示してほしいと思います。これは要望で大丈夫です。お願いします。

○長沢興祐委員長 他に質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長沢興祐委員長 それでは、各会派の意見をお願いします。

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○白石正輝委員 医療関係の皆さん方は、医療法で非常に厳しい制約を受けています。その中でその制約を無視して活動している方もいるわけですから、この陳情は、適正にやってほしいと、自分たちも従うからやってほしいという陳情ですから、そういう意味では可決することに何の問題もないと思いますので、可決をしていただきたいと思います。

○佐々木まさひこ委員 当然ガイドラインに基づいた適正な広告がなされなければならないと考えますので、採択を主張いたします。

○山中ちえ子委員 医業類似行為には狭義の医業類似行為と、広義、広い範囲で医業類似行為があるという解釈がある、この異論・反論が出ることが、立場が違うとあるわけですよ。そういう状況の中、あはきや柔道整復師や国家資格を持つ人までもが、無資格の方と同じように捉えて、これは医師がやるものではないというくくりの中で議論されてしまっているので、やはりちょっと違うのかなと。

であれば、国家資格を持った人たちは別にして議論しなくてはいけないのではないかなどというふうにも思いますし、継続を主張したいと思います。

○おぐら修平委員 先ほど白石委員、佐々木委員がおっしゃったとおりで、私も同じで、採択をお願いします。

○高橋まゆみ委員 継続をお願いします。

○長沢興祐委員長 本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○長沢興祐委員長 挙手少数でありますので、これより採決をいたします。

採決に際し申し上げます。挙手されない方は、採択に反対とみなしますので御了承願います。

本件は、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○長沢興祐委員長 挙手多数であります。よって、

採択すべきものと決定いたしました。

次に、(6) 受理番号 11 1,000名以上の死亡被害を出している新型コロナワクチンの潜在的な被害救済のため、足立区民の死亡者の接種歴データと死亡届データを照合したデータ公開を求める陳情を単独議題といたします。

新規付託でありますので、執行機関の説明を求めます。

○衛生部長 では、衛生部の厚生委員会陳情説明資料2ページを御覧ください。件名は今委員長御説明のとおりです。

今回の陳情の趣旨ですが、潜在的な被害者の救済を進めるため、2021年、和暦ですと令和3年になります、2月以降の足立区民の死亡者の新型コロナワクチン接種歴データと死亡届データを照合し、そのデータ公開を求めるというものです。

最新の情報は、接種状況ですけれども、令和7年10月10日時点で200万9,054回、約201万回弱となっております。

また、区における死亡に係る予防接種被害申請状況ですけれども、全部で8件で、認否の状況ですけれども、認定が2件、否認が5件、審査中が1件でございます。この認定の2件ですけれども、認定の理由が、こちらに記載がありますが、いずれも原因となった可能性が否定できないという説明になっております。

今後の区の方針です。現在、コロナワクチン接種歴データと死亡届を照合した連続したデータというのは区では不存在になります。現在国の方で、ナショナルデータベースにおいて、こちらには全国からのレセプト、いつ病気になってどんな治療を受けてというレセプトの情報と、その方の特定健診の結果のデータ、そこに、今後予防接種の、その方が予防接種を打っているかどうかですかとか、副反応疑い報告等のそういうものをつなげたデータベースセットを、令和8年度中の運用開始を目指しておりますので、こちらが出てきますと予

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

防接種の有効性や安全性に関する調査研究が行えるようになりますので、分析結果の信頼性を担保するためにも、こうしたデータベースを活用していただきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○長沢興祐委員長 それでは質疑に入ります。

何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長沢興祐委員長 なしと認めます。

次に、各会派の意見をお願いします。

○白石正輝委員 本当に非常に難しい陳情だと思うのです。陳情者の意図がよく読めない、分からぬいという意味で、しばらく継続して陳情者の意図も確かめていきたいというふうに思いますので、継続をお願いいたします。

○佐々木まさひこ委員 先ほど衛生部長から説明があったとおり、ナショナルデータベース、予防接種データベースが完成して解析されていくことが、一番、基本的に副反応のリスクというものを評価する上では正確なデータなのだろうというふうに思います。

陳情の方の趣旨としては、接種前後、当日と翌日に亡くなられているから因果関係が強いのではないかという、一つの根拠を基にこういうデータの要請をなされていますけれども、その他の要因、死因原因は死亡届では比較的、主要な死因分類と、1番目と2番目に死亡原因が書かれていますので、正確に死亡診断書から死因原因を探るということはなかなかできづらいという側面もありますし、ほかの要因も勘案しなくてはいけないし、基本的に、いろいろな薬剤の比較データでも同じような群で比較するというのが原則になっていますので、そういったところでもなかなか難しいという部分では、先ほど衛生部長が言ったような方針でやるのが正しかろうと思いますので、ただ、いろいろ状況が変わってくるとも思いますので、取りあえずは継続を主張いたします。

○山中ちえ子委員 多くの自治体が情報公開しているという中で、足立区もそうなのですけれども、それがやられてないということでは、これは極端なことを望んでいるわけでもなくして、調査やデータを明らかにということですので、あまり極端なことを言っているわけではないわけであって、私もしっかりと、この陳情に沿って調べたいこともありますし、区の意見もしっかりと聞いていきたいということもありますので、継続でお願いします。

○おぐら修平委員 これは以前出ていた陳情と全く同じような内容で、取り下げられて、また今回同じような、背景が違う、この間の動きの背景が少し加えられた内容でありますので、採択で。

○長沢興祐委員長 ごめんなさい、もう一度よろしいですか。

○おぐら修平委員 採択で。

○長沢興祐委員長 採択。ごめんなさい。すみません。

○高橋まゆみ委員 この陳情が出されたのは10月2日となっているのですけれども、その後、最新のデータを見ると、出されたときは予防接種健康被害救済制度の認定期数が9, 310件だったものが、この短期間、11月7日時点では33件も増えて9, 343件になっています。死亡一時金認定は、更に1, 038件からまた増えて1, 047件になっております。日に日に増えているのが分かりますよね。

この推移も私は見守っていきたいのですけれども、おっしゃることはごもっともということが書いてありますので、採択をお願いします。

○長沢興祐委員長 本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○長沢興祐委員長 挙手多数であります。よって、継続審査と決定いたしました。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

[執行機関退席]

———— ◇ ————

○長沢興祐委員長 次に、所管……。

[「相談です」と呼ぶ者あり]

○山中ちえ子委員 先ほど……。

○長沢興祐委員長 当ててから発言をしてください。

この際、審査の都合により暫時休憩いたします。

休憩中に正副委員長会を開会いたしますので、

副議長も御同席いただいてよろしいでしょうか。

再開は後ほど事務局から御報告申し上げます。

午後2時20分休憩

午後2時29分再開

○長沢興祐委員長 皆様おそろいですので、休憩前に引き続き厚生委員会を開会いたします。

委員会を再開するに当たり、山中委員から発言を求められていますので、これを許可します。どうぞ。

○山中ちえ子委員 先ほど、受理番号4の陳情、件名は、あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情、これについて態度が迫られた段階で、私は継続の主張をずっと表明するつもりでしたので退席しなくてはいけなかつたのですけれども、要するに否決ではありませんから、そういう意味で、態度表明をもう1回やり直してほしいといったお願いをいたしました。

○長沢興祐委員長 よろしいでしょうか。

○高橋まゆみ委員 私も同じくです。

○長沢興祐委員長 休憩中に正副委員長会を開会いたしました。今山中委員と高橋委員からの申出のとおり、再度、決を諮ることといたしましたので、再度、（5）受理番号4 あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情を議題といたします。

なお、委員の皆様方に申し上げますが、前回の委員会と今回の委員会とイレギュラーな採択にな

っておりますけれども、いま一度、採択の順番やルールを一度確認していただきまして、次回からそのように努めていただきますよう委員長として申し上げます。

[山中委員、高橋委員退席]

○長沢興祐委員長 本件は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○長沢興祐委員長 挙手少数あります。よって、直ちに採決いたします。

採決に際し申し上げます。挙手されない方は、採択に反対とみなしますので御了承願います。

本件は、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○長沢興祐委員長 挙手多数あります。よって、採択すべきものと決定いたしました。

どうぞお戻りください。

[山中委員、高橋委員着席]

○長沢興祐委員長 次に、所管事務の調査を議題といたします。

（1）糖尿病対策に関する調査についてを単独議題といたします。

何か質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長沢興祐委員長 質疑なしと認めます。

———— ◇ ————

○長沢興祐委員長 次に、報告事項を議題といたします。

（1）から（3）、以上3件を福祉部長から、（4）（5）、以上2件を高齢者施策推進室長から、（7）、以上1件を足立保健所長から報告を

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

願います。

○福祉部長 それでは、厚生委員会報告資料の福祉部の2ページをお開き願います。

件名は、足立区福祉施設指定管理者等評価委員会の評価結果でございます。

項番1にするとおり、福祉部の指定管理者施設についての令和6年度の評価を行ったものでございます。結果については、記載のとおり全ての施設でA-以上という結果となりました。

4ページに評価委員会での主な質疑と回答を掲載しております。併せて別添資料で詳細な評価の結果を掲載しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

今後の方針として、引き続き指定管理業務を適切に検証して評価をしていくことで、区民の利便性や満足度を図ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、6ページをお開き願います。

件名は、医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスに看護師を追加配置した場合の事業所支援の要件緩和でございます。

こちらにつきましては、今申し上げた放課後等デイサービスに看護師を追加配置した場合に補助があるのですけれども、その要件が、従前はその人数が小数点以下になるような人数の加配だった場合は補助の対象外となっていましたが、6ページに記載のとおり、小数点以下の加配であっても、その分に応じた補助をさせていただくということに要件を改めたいというふうに考えております。

具体的には、例えば非常勤職員を2人雇った場合に、週2日で0.4人ずつということで0.8人換算というときでも、月額20万円の満額のところの0.8掛け16万円を支給するというような形に改めたいというふうに思っております、こちら12月からこのような運営をさせていただきたいと思っております。

現在のところ、この対象になる事業所は区内で

三つございますので、その三つについては直接御連絡を差し上げて申請を促していくたいと思っておりますし、それ以外の事業所、例えば今加配になっていないようなところでも今後対象になる可能性がございますので、そちらも併せてメール等で周知を図らせていただきたいと思っております。

続きまして、7ページです。東六月町作業所の大規模改修に伴う福祉作業所の一時移転でございます。

こちら、項番1の表にするとおり、東六月町作業所の中に現在二つの作業所が入ってございます。東六月町作業所は老朽化しておりますので、来年度以降、大規模改修を図っていく予定でございますが、その間、東六月町ひまわり作業所について、一時、民間の施設に移転をするというような内容でございます。

移転予定先は、この地図に書いてありますとおり、竹の塚の竹の塚センターの並びの所の施設に民間の空き物件がございますので、そちらに移る予定でございます。

移転のスケジュールは、8ページに記載のとおりでございます。

こちら、区の大規模改修に伴う移転でございますので、引っ越し費用等はこちらで負担をすることにいたしましたく、その金額につきましては12月補正の中で計上させていただくというような考えでおります。

私からは以上でございます。

○高齢者施策推進室長 引き続き、福祉部資料9ページを御覧ください。

「(仮称) 足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例(案)」のパブリックコメントの実施結果についてになります。

条例制定に向けて、9月1日から9月30日までパブリックコメントを実施いたしましたので、その御報告になります。

3件、3人の方から御意見を頂きました。御意

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

見の概要、また区の考え方につきましては、別紙2のとおりまとめております。反対する御意見はございませんでした。また、頂きました御意見の全文につきましては、別紙3にお示ししております。

先日行われました足立区地域保健福祉推進協議会介護保険・障がい福祉専門部会におきまして、認知症の人及びその家族の意見を聞く、そういうことも条文に示すべきとの御意見を頂きましたので、条例制定前にはこの条文につきましても、この御意見に基づきまして一部修正をしたいというふうに考えております。

第1回定例会へ条例制定に向けて議案を提出する予定ですので、順次、進めてまいります。

続きまして、資料20ページになります。地域包括支援センター関原の移転及び名称変更についてになります。

現在、包括支援センター関原ですけれども、事務所は関原二丁目にございます。ただ、担当している地域は梅田二丁目から八丁目になります、担当地域外に事務所があるという課題がございました。また、現在事務所を構えていますその施設ですけれども、築58年を経過しております、雨漏り等が発生するというような状況になっておりました。

この度、梅田二丁目、別紙に地図を御用意しておりますが、梅田病院の向かい側の辺りに事務所をお借りすることができましたので、令和8年3月22日に引っ越しをいたしまして、翌23日から、こちらの事務所で業務を開始する予定となっております。

また、梅田二丁目、梅田に事務所を構えますので、引っ越しに合わせまして、包括支援センターの名称を「包括支援センター梅田」というふうに変更させていただきます。

この後、民生・児童委員の方々、また地区の町会・自治会の方々にも、しっかりと周知をしてま

いります。また、町会・自治会の方々の御協力を得まして、回覧板、掲示板なども活用いたしまして、区民の皆様へ支障がないように周知徹底を図ってまいります。

以上になります。

○足立保健所長 衛生部の報告資料2ページをお開きください。

足立区精神障がい者施設指定管理者選定等審査会の評価結果について御報告いたします。

足立区精神障がい者自立支援センターにおける、令和6年度の業務評価となります。

3ページ目、項番7を御覧ください。60点満点中54点、得点率90%、総合評価A+です。

今後についてですが、4ページ目、項番11及び項番12を御覧ください。本委員会終了後、区ホームページで公表するとともに、更なる施設運営の改善と利用者の満足度向上を図ってまいります。

5ページ目以降は評価の詳細となります。

説明は以上となります。

○長沢興祐委員長 何か質疑はございますか。

○佐々木まさひこ委員 私から2点ばかりお聞きをしたいというふうに思います。

まず、足立区福祉施設指定管理者等評価委員会の評価結果でございますけれども、7施設ともA-以上で、おおむね昨年度に引き続き良好であるという評価委員会の意見でございました。一つ一つ丹念に見させていただきましたけれども、別添資料1で、A-であった大谷田ホームの、ここだけちょっと利用状況が下がってきてまして、前年度よりもマイナスになっているので評価点が2点、それから利用者の満足度も3.3点です、ほかが4点以上のところがほとんどなのですけれども。人員配置も他の施設で比較すると、こっちは★★人手不足なのかな、3点というような評価になっています。

評価委員からは様々指摘はあったようでありま

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

すけれども、例えばこの人員配置、こういったところは利用者の満足度にダイレクトに反映していく部分もあるうかというふうに思いますが、そこら辺での改善点などはあったのかなかつたのか、ちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

○障がい福祉課長 まず、利用者のアンケートの部分なのですけれども、こちら母数が、やはりホームということで人数が少ない状況でございます。その関係で、こう言っては何ですかとも少し変わった性格の方もいらっしゃって、そう言っては失礼なのですけれども、ちょっと厳しい視点で見ている方もいらっしゃるということで、その関係で、1人の影響が大きいというのが実情になっております。

また、利用状況なのですけれども、こちら、保護案件等で短期の利用というのが多かったというところが、こういった率がちょっと低くなっているような状況ということが1点と、あと、身体状況、こちら身体の方のホームなのですけれども、その身体状況が、なかなか状態によって入居につながらないという案件も何件かあったということで、率が低くなっているというふうに聞いているところでございます。

○佐々木まさひこ委員 今障がい福祉課長から詳しく説明をしていただいて、それぞれの施設のそういう状況をよく把握されているなというふうにも思いました。そういうことであれば問題ないのであろうというふうに思慮いたしますので、その点については分かりました。

あと、もう1点は、「(仮称) 足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例(案)」のパブコメについてですが、これ、介護保険・障がい福祉専門部会でも同じような議題で、何かデジャビュで、何回もやるのかなという感じなのですけれども、そのところでもお聞きしましたけれども、そのときには全文が載ってなかつたのであれだったのですが、認知症ケアプログラムのインストラ

クターという方が、活躍していただいている方の意見が随分長く、15ページから19ページにわたって掲載されておりまして、やはり専門家の方の御意見ということで非常にすばらしい御意見だなというふうに思って読ませていただきました。

ただ、1点、すみません、17ページの下から9行目ですけれども、「投票や★★に頼ってきたのです」とあるのですけれども、投票というはどういうことだろうと思って前後の文章をよく見ると、これは投票ですよね。「投票や★★に頼ってきたのです」だろうと思います。議員に配慮して投票してくれたのかよく分かりませんけれども、投票だと思いますので、これは訂正をお願いしたいというふうに思います。

その場でも申し上げましたけれども、認知症カフェとか、今日も朝田先生と山本學さんの講演会とか、様々★★活動やっていただいてます。認知症には中核症状等、B P S Dの行動・心理症状、周辺症状がありますけれども、こちらの方がいろいろな意味で介護者にとっては大変ということで、認知症を本当にきちんとケアしていくためには、専門家は、このインストラクターの方も言っていますけれども、認知症ケアプログラムで様々ケアがスムーズに進んでいるという側面があるということなのですけれども、認知症のケアをしている御家族の方も基本的にはユマニチュードというような手法も学んでいたらどうかということで提案をさせていただきました。

認知症の患者さんの人間らしさを基本的には尊重する技法でございます。一方的にあげることではなくて、できる限り本人の能力を引き出して、「見る」「話す」「触れる」「立つ」の四つの技術を基本の柱として、しっかり相手の目を見て、相手の話をしっかりと聞いてあげて、優しいトーンで話をして、立つことを尊重していくというような技法なのですけれども、これに関しては、是非、区の介護の現場、それから御家族にも周知

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

していただければというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○高齢者施策推進室長 ユマニチュードにつきましては、本当に言葉掛け一つで認知症の方のお気持ちも変わってくるというところでは非常に重要なと思っております。

今現在は、認知症カフェですか、認知症本人ミーティングというところで、御家族等にもユマニチュードのことをお示しするような形にとどまっていますが、この先、今佐々木委員から御提案もありました、介護に携わる方々にもしっかりと伝えてまいりたいというふうに考えております。

○中山ちえ子委員 まずは、認知症とともにこのまち条例のパブコメの報告に関してです。認知症の方々をより足立区で尊厳を守るケアということで、前向きな動きの中だということを思っています。それで、実際、認知症の方々が専門的なサービスを受けられているかといったことにスポットを当てて考えるといったことも必要かなと思います。

介護認定のときに、訪問調査や主治医の意見書などが反映されて認定が出るわけですが、認知症の方々が正しくそれが反映できるようにといったことでは課題も幾つかあって、少しずつ訂正、訂正というかよくなってきて、調査も、と思うのですけれども、その辺では正しく認定が出ていたという認識ですか。教えてください。

○介護保険課長 認定調査の段階では、ある程度ベテランの方、若しくは区の調査員についても、かなり経験を積んだ者がやらせていただいてますので、そういう状態の個々に応じた形でしっかりと調査をやっております。

また、主治医の意見書も併せまして最終的な評価を審査会の委員の皆様にお願いをしておりまして、そちらの中には医療とか福祉とか専門の方々に御議論いただいておりますので、適切に審査していただいているものと思います。

○中山ちえ子委員 それはそのとおりなのですけれども、やはり目に見て分からない部分も多いものですから、正しく調査が認定に結び付いているかといったところが、2000年から始まっているものですから、大分たっていますので、その中で区としてどう改善していったのかというのを聞きたかったのですけれども。でも大丈夫です。そこが肝だと思うのですよ。

では一方、受けている給付では、認知症の方々がサービスを受けられているか、専門的な認知症ケアができているかといったところでは、例えばデイサービスやデイケアの中で、幾つ認知症に関わってのデイがあるのか、増えていくのか、認知症の方々の数と比例して、認知症に関わって行われているデイサービスがどのくらい増えているのか。デイケアも含めて教えてください。

○介護保険課長 認知症の方が使われるサービスとして、グループホームですか認知症のデイサービスというものがございます。

認知症のデイサービスというところでございますけれども、区内には25か所以上現行ございまして、そちらの方で、認知症の方にはそういったデイサービスを専門的な場所でサービスを御利用いただいているというふうに認識しております。

○中山ちえ子委員 私が聞いたのは、それは分かれているのです、分かっているのですけれども、数が、要するにリハビリに特化したものと認知症に特化したものはデイサービスではなくてデイケアといったもので対応しますよね、その中で、認知症に関わって対応ができるデイサービスがちゃんと増えているのかというのを聞いているのです。

○介護保険課長 認知症のデイサービスについては地域密着型のサービスになりますので、そういうニーズというのはこれからも増えると思われます。ですので、計画の中でこういった施設を増やす必要があれば増やしていきたいと思いますし、現状、そういうニーズに応じて施設はやや増加傾向にはあるというふうに思います。

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○長沢興祐委員長 山中委員、ポイントを絞って質問した方が答えやすいと思います。どうぞ。

○山中ちえ子委員 そうですね、増えていっていると思うということではちょっと分からないので、数で示していただきたいなというのが一つです。ですので、この条例をつくるに当たって、実際認知症の患者さんがどれだけ増えているのか、そして増えた内容で、介護保険給付が伴ってしっかりと対応できているのかといったところを見ていくてほしいと。そのために調査なりをしていってもらいたいなど。

今多分そういうことを受けてカウントしたり、次にこれに盛り込もうといったところがあまりないのかなと思いましたので、そのことを求めたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○高齢者施策推進室長 認知症で介護認定を受けているという方の数字はちょっと今手元にはないですが、**実際に足立区内でどのくらいの方が認知症か**というと、**その数字**というのは今分からないような状況ではあります。

認知症検診をやっていく中で、二次検査まで行って認知症と判断された方の数を医師会から教えていただくような仕組みを今年度からつくったところではあります。そうしたところも含め、数の把握というのは今後もしていかなければならぬかと思いますが、今認知症は誰でもなるというふうに言われています。そういう中で、山中委員がおっしゃるように、認知症の方に対してのサービスですか施策ですかというものは非常に大切になってくるかと思いますので、この条例をつくった後、認知症の計画もつくってまいります。そこも含めて、また介護保険の方の計画も来年度一緒につくりていきますので、その中でしっかりと示すような形で考えていきたいというふうに思います。

○山中ちえ子委員 そうですね、今半貫室長がおっ

しゃったように、要するに認定が出る前の介護予防のところでも力を発揮しなくてはいけないということでは大変だと思うのです。なので、是非頑張っていって、前向きなこの条例といったことは、いろいろなところにアンテナを持って、先ほど言いましたけれども問題意識がまだそれほどでもないというのが分かったのですが、介護保険サービスが、認知症の予防だったり、その方々への尊厳あるケアに結び付くような、デイサービスだったり地域密着型が足りているのかといったところの視点を持っていただきたいと。

あと、もう一つ、報告がありました東六月町のことでちょっと確認したいのですけれども。東京都のケアハウスということでは、足立区内にはケアハウス六月と、あともう一つ、ケアハウスはごろもあると思うのですけれども、この二つ、要介護が出ていると入れないと、要するに自立に近い方々が家事だったりそういう生活の中で、安心・安全にできないところがある方々が対象になると思うのですけれども、そういう方々が年金の額に応じた利用料で入れるといったもので、とても求められていると思うのですけれども、ただ、一方、使うべき人たちに伝わっているのかなというようなことを懸念してます。みんなが、年金の額に応じた利用料で入れて、しかも要介護が出ていない、要するに自立に近い人たちが生活に不安を抱えた場合に入れる施設というのは、こしかないわけで、でも、こういったことを知っていますかといった問い合わせに対して、ほとんどの人が知らないわけなのです。そういうことでは、どうお感じになっていますか。

有効利用というか、本当に届かなくてはいけない人たちに届くといったところでは、今後どのようなことを、東六月町のケアハウスでは考えているのか、そこに区がどう寄り添うのかといったところでは、どう考えていますか。

○高齢者施策推進室長 ケアハウス六月は指定管理

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ということですので、区でも周知等を行っているところですが、今山中委員からの御発言によりますと、まだ周知が不足しているようなふうにも感じましたので、そこはしっかりと伝えてまいりたいというふうに思います。

今山中委員おっしゃっていただいたように、要介護認定が出ていない、まだ自立できる方ですけれども一人の生活では不安だという方、特にケアハウス六月につきましては、料金設定も細かく分けてやっておりますので、その分についてはしっかりと周知してまいりたいと考えております。

○長沢興祐委員長 よろしいでしょうか。

○おぐら修平委員 まず、放課後等デイサービスの看護師の追加加配の要件緩和です。

今回この緩和で、看護師1名に満たない場合も補助の対象とすると。事例として、非常勤週2日勤務で、もう1人非常勤週2日勤務で0.8人分、これも補助の対象にするということで出ているのですけれども、ちょっと違ったパターンで、例えば非常勤で週1日勤務、もう1人が週2日勤務、0.6人分になった場合、これも補助の対象となるのでしょうか。

○障がい福祉課長 0.6人分であっても、加配分に応じて支給ということになりますので、例えば0.5人でも支給の対象にしていく考えでございます。

○おぐら修平委員 よかったです。

あと、また違ったパターンで、例えば非常勤が週1日勤務、もう1人の非常勤の方が週1日勤務、もう1人の非常勤の方が週2日勤務といったパターンで、週4日、0.8人になったと、3人がそれぞれ週1日、週1日、週2日となった場合、これも補助の対象ということでよろしいですか。

○障がい福祉課長 こちらも補助の対象とさせていただきます。

○おぐら修平委員 ありがとうございます。先ほど事例の説明の中でも、事業所が3か所ということ

ですので、職員の方が皆さんで赴いていただきて、現場の状況、その他についていろいろ話を聞かせていただきながら、いろいろなパターンに対して、逆に看護師の方を3人それぞれ確保するのは難しいと思うのですけれども、でも、もしかしたらそういう要件だったらできるかもしれないということもあるかもしれませんので、是非、3か所ですでの現場に赴いて、こういった要件の緩和について、またその他もいろいろな現場の課題があると思いますので、これは要望で結構ですので、赴いて説明いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、東六月町の作業所の移転です、一時移転。東六月町ひまわり作業所ですけれども、利用定員20人ということで、見たらこの支援区分が3以上ということでした。この支援区分3でも中等度の支援が必要だと、日常生活の多くの場面の支援が必要だと。当然、数字が大きくなればなるほど更に厳しくなるということですけれども。

まず、この作業所、20名利用されている方は、御家族の方が送迎されているのか、御自身で通つておられるのか、その内訳はどうでしょうか。

○障がい福祉課長 すみません、細かい数字までは把握はしていないのですが、今は公共交通機関の都バスの系統がございますので、そこで使っているのが多くの方でございます。ごく一部、ワゴン車で送迎している人もいるというのは聞いてはいます。

○おぐら修平委員 以前、私の住んでいる新田の中で、全くこれとは別件なのですけれども、同じように学校を卒業して、これから作業所に通われるト、ただ、その方の障がいの特性で、なかなか公共交通機関の行き先のルートによって、私から見れば同じようなルートでも、その方の特性によって通うのが難しい、逆にここだったら大丈夫とか、そういうパターンがあるのだと。その方よって、通うにしてもなかなか難しかったり、このルートだと大丈夫だったりということがあつたりとかし

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

て。移転になったときに、利用者の方が移転先にスムーズに通えるのかどうなのかというの気になつたのです。

利用の方20名なので、御家族の方にも、当事者の方とも、移転先について通うことがどうなのかということを、是非個別にそれぞれヒアリングを行っていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○障がい福祉課長 移転の候補を決めるときに、やはり今までの通所の経路を大前提にしたいというのが、法人の意向がございました。そういうことも含めて、今回、竹の塚から保木間、また東六月とその系統の部分で物件の方も探させていただいたところでございます。

その聞き取りについては、法人を通じて、そういったことの御意向等も丁寧に確認させていただきたいと思います。

○福祉部長 ちょっと細かく。東六月町作業所に都営バスで通っている方が多くて、足立清掃工場から北千住に行く系統ですね、バスを使っている。この一時移転先も北47系統が通っているところなので、乗るバスは同じなのです。そういうことも配慮して、極力、心理的な負担も変わらないようにというところの配慮で、この一時移転先を候補として考えているというところでございます。

○おぐら修平委員 バスのルートは、そこは配慮いただいたのは非常によかったです。ただ、その方によても、ルートが変わる、同じバスを降りた、そこから行くとき、またその作業所からバス停に行くときに、変わってしまうと、障がいの特性によって難しい方もいらっしゃるのでですよ、実際に。

そこを是非、それぞれ個別に丁寧に聞き取って、サポートをいただきたいということで、改めて、再度要望をお願いをいたします。

○福祉部長 その点、大事な点だと思います。まず、通所先ですので、通所先から細かくフォローして

いただきますが、場合によってはこちらからも丁寧に対応させていただきたいと思います。

○おぐら修平委員 是非よろしくお願ひいたします。

続いて、地域包括支援センター関原の移転及び名称変更についてなのですが、今後の方針で、移転の周知については、なる書かれておりますが、既に包括支援センターを利用されている方、またこれまでの相談に来られた方、やはりこういった方々には、それぞれ、一人一人、恐らくインターネットでといつてもあれでしょうから、何か移転しますと紙とかつくる個別に案内するとか、郵送するとか。

是非、個別案内をしていただきたいと思うのですが、その点についてはどういうふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○高齢者施策推進室長 昨年度、千住本町の包括支援センターが学びピアに移転したというときもございました。そのときも包括支援センターの方で、御利用されている方々には早い段階からお話しするとか、御案内の地図を用意してお配りするとかやってまいりましたので、今回も丁寧な対応を取っていきたいというふうに考えております。

○おぐら修平委員 そうですね、やっぱり年代によって周知方法というのは、世代に合わせてやつていくべきだと思いますし、地図を渡すのが一番いいと思います。それは是非よろしくお願ひします。

そもそもになるのですが、包括支援センターというのは、なかなか区民の方、私、足立区内外いろいろな高齢者の方から相談を受けたときに包括支援センターを案内するのですが、それを知らないという方がまだいらっしゃるのです。高齢者のいろいろな、介護だったり認知症だったりの相談が、包括支援センターがお住まいの地域の管轄の窓口でやってますよということを、どれくらい認知されているものでしょうか。

○高齢者施策推進室長 包括支援センターの認知度

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

につきまして、ちょっと今数字、すみません度忘れしたのですが、年々上がってきています。ただ、包括支援センターを使う年代の方々は周知度が上がってきているのですけれども、まだまだそうでない方々の周知度というのは、これからも努めていかなければいけないということで考えておりますので、様々なイベントを通して、今周知啓発には努めているところです。

また、看板やのぼり旗を包括支援センターの前に置いて、通りすがりの人も目に入るような、そういう工夫も今しているところです。

○おぐら修平委員 足立区の場合は片仮名で「ホウカツ」としてますけれども、正直なかなか片仮名で「ホウカツ」と見て、何のことかがイメージ、ぱっとすぐに思い浮かびづらいと思うのです。私が仮に何も知らない立場で「ホウカツ」と見ても、何のことかは全く分からなくて。過去に予算決算特別委員会の中で、やっぱり包括支援センターは誰でもすぐぱっと分かるような名前で、例えば八王子市の事例を取り上げたのですけれども、八王子市は「八王子市高齢者あんしん相談センター(地域包括支援センター)」というふうにネーミングしてました。これは誰が見ても分かるじゃないですか。

何かこういう形で、うまく包括支援センターの名前を知ってもらえるように、今まで片仮名で「ホウカツ」とやっていたのを変えるというのは大変なのかもしれないですが、その後に「ホウカツ(高齢者あんしん相談センター)」とか、ちょっと付け加えるだけでも随分変わると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○高齢者施策推進室長 包括支援センターの認知度につきましては6割というところで、すみません先ほど答えられずに。6割の方々が知っているというところになっています。

以前から、おぐら委員からも御提案があったというところでは承知はしているところですが、今

もう既に6割を超えている方も周知されているというところと、あと、ちょっと分かりにくいかもしないのですが、ホウカツと書いた上に、65歳からの健康・介護相談窓口ということも付け加えた上でホウカツというふうに出している、このマークを付けておりますので、この形でいかせていただきたいなというふうに考えております。

○おぐら修平委員 確かにいろいろ工夫されているというのは分かるのですけれども、なかなかそうは言っても、逆に4割の方が知らないので、更なる周知、工夫・改善ということを是非。利用者の皆さんのが分かるかどうかなのですよ、その視点に立ったいろいろな周知方法、工夫というのを更にプラスシュアップしていただければということで、要望でお願いいたします。

以上です。

○長沢興祐委員長 よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長沢興祐委員長 その他、ございますか。

○佐々木まさひこ委員 衛生部の資料で熱中症の状況と区の取組結果について、ちょっと聞かせたいだときたいと思います。

今年の暑さは本当に記録的な猛暑、すさまじい暑さでございましたので、令和7年度の救急搬送の件数は574件で、非常に増えてきていくということですが、★★亡くなられた方が令和6年が25人でございましたけれども、令和7年はそれよりもちょっと減っている15人ということで、亡くなられた方が少なかったということ、区が様々な対策をした結果なのかなとも思うのですが。

例えば、「涼み処」も公共施設81施設で、民間施設が4施設から25施設に増えて、21増えたところは、主立ったところは一体どちら邊なのでしょうか。

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○衛生管理課長 主なところで言いますと、コンビニ、スーパー、あと、一部薬局、東京ガスの事務所、その他になります。

○佐々木まさひこ委員 冷感タオルを配ったけれども、ほとんどあつという間になくなつたということが書いてありますけれども、もうちょっと、けちらないで、来年度は用意していただきたいと思いますが、いかがですか。

○衛生管理課長 この夏初めて配らせていただきまして、感触も分からずやってみたところですが、今佐々木委員おっしゃったとおり、かなり御好評いただきまして、また来年は工夫して配布させていただきたいとは考えております。

○佐々木まさひこ委員 亡くなった方の中で、クーラーがお部屋にあっても使用されていない方が8人いらっしゃいました。御高齢の方、そんなに暑くないというふうにおっしゃって、実際にお部屋の中に入つてみると、物すごい高温多湿の状況の中でお過ごしになっておられるという方が現実にはいらっしゃる。これは所管が違いますけれども、地域のちから推進部でも温湿度計をそれぞれ地域包括の方に用意してもらっているのでしょうか、配らせていただいていることもありますね。

今年の夏は東京都がゼロエミポイントで8万円を引く、クーラーを引きますよというようなことがあって、一気にクーラーの在庫がはけてしまつたものですから、そういう命を守る熱中症対策、御高齢の方を守るということなのだけれども、現実にクーラーの在庫もなくなつてしまつたということがあつたので。

だから熱中症対策を、ウェアラブル端末を、カナリアとかいう名前のものを配つたようですが、足立区としては、これはどの程度利用しましたでしょうか。

○高齢者施策推進室長 23個だったと思います、配りました。利用させていただきました。

○佐々木まさひこ委員 それ、いわゆる深部体温を

測れるということで、電池の交換ができないので1シーズン使い切りというようなところがどうなのかなとは思ったのですが。

これの使い勝手とかそういう部分では、どのような感触をお持ちですか。

○高齢者施策推進室長 こちらが、東京都から配布のときには、終わった後は回収しますということをございましたので、以前、パルスオキシメーターでかなりつらい思いもいたしましたので、配布については、使用については、かなり慎重にやつたところです。三つに関しては住区推進課、20個については地域のちから推進部の絆づくり担当課の方で、見守りをする側の高齢者の方に着けていただいて活動をしていただいたというところがあります。

腕時計のように着けて使いやすいというところはあったようですけれども、よかったというような声はちょっと私の耳には届いてはきてないところです。

○佐々木まさひこ委員 そういうものも、今後は活用していくべきなのだろうというふうには思っております。特に、クーラーがあつてもなかなかつけたがらない御高齢の方などには、この時計を巻いて、ピーピーと警告が鳴るようだったらつけてねというような形とか。

東京都も多分来年もまた同じような形で施策をやってくると思いますので、回収に関しましては、都議会議員に、そんな一夏で貸切りのものを回収なんかするんじゃないと言っておきますので。是非積極的に活用していただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○おぐら修平委員 私から、情報連絡のひきこもり支援セミナーの開催について質問します。

ひきこもり支援セミナー、いろいろな方々、本人、家族の声の紹介、すごく大事だなと思うのは、御家族の方とか参加された方同士の、コーディネ

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ーターというか専門家の方との意見交換、多くの方が誰にも相談せずに孤立しているというか、なかなかどうしたらいいのか人にも話せないということで悩まれている中で、こういった、知ることもさることながら、そういう御家族同士が話ができるという環境がすごく大事だなど。こういう機会を是非もっと増やしていければいいなと思うのですけれども。

これはたしか、この3年間で年に1回の開催ということでおよしかったでしょうか。

- 福祉まるごと相談課長　区主催といたしましては、年1回やらせていただいております。足立ひきこもり家族会と共に、区主催で1回です。あと、家族会主催でも年1回行っていただいております。
- おぐら修平委員　なかなか実施するのも、会場を押されて講師の方を手配したり、また案内、周知したり大変ではあるのですけれども、こういった機会、特に御家族の方、当事者の方がもし参加できるのであれば当事者の方とともに参加して、そういうきっかけづくりというのを是非増やしていくだければというのが1点要望なのと。

あと、そのときに後で知ったとか参加しようと思ったけれども予定が入って参加できなかったとか、参加したいけれども腰が重くて一步を踏み出せなかつたとか、いろいろな方がいると思うのですけれども、このセミナーについて動画配信でも流して、また後日、参加した方も改めて振り返りの意味でもそうですし、参加できなかつた方も何かのきっかけで、ネット検索か何かしたときにその動画が引っ掛かって、御家族、また場合によっては御本人に見てもうような、何かそういう機会ができればなと思ったのだけれども、動画配信についてはいかがでしょうか。

- 福祉まるごと相談課長　今後の方針にも書かせていただいているだけれども、昨年度も実はこのセミナーの基調講演の様子などは動画で撮影させていただいて、字幕を付けた上で「動画d e あだ

ち」で配信を、終わってから2か月ほど掛かってしまったのですけれども、やらせていただいております。

今回につきましても、基調講演の様子ですとか、あと、今回の内容でいうと③質問タイム、このあたりにつきましては是非動画で撮らせていただきて、後日、来られなかつた方、後で振り返りたい方含めて見ていただける環境を整えたいと思っております。

- おぐら修平委員　この動画配信、視聴者は大体どれぐらいでしょうか。

- 福祉まるごと相談課長　前回のものと、たしか300回に届かないくらい、たしか今見ていたいていると認識しております。

- おぐら修平委員　ひきこもり、いろいろな調査、推計もありますけれども、大体数千人の方が足立区内にいると言われている中で、なかなか、ひきこもり状態にある方がどこにいらっしゃるのかが分からぬという中で、こうしたネット配信での情報発信というのは非常に大きな、今時代の流れできつかけの一つになってくると思うのです。

「動画d e あだち」の配信サービス、これは毎年やっているものを引き続き、過去のものもずっと引き続き見られるようにすることもそうですし、あと、G o o g l eなり何なりの検索とかでキーワードで引っ掛けてくるような、これが出てくるような対策を強化していただきたいと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

- 福祉まるごと相談課長　今はメインで、情報発信が、こういった窓口がありますというところだけでとどめてしまっているところもありますので、何かトリガーになるような、こういった是非基調講演に引っ掛けさせていただいたり、何か入り口でこの動画にもたどり着けるようなアンテナを広げていきたいと思っております。

- おぐら修平委員　これ最後で。周知なのですけれども、時代の流れで今までの時代と変わったなと

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

思うのが、これまで何度も何度か委員会の場でも質問させていただきましたが、私も困窮者支援団体に一スタッフで活動していて、そこにメール相談なり何なり、電話とか来る方が、私のところに来た方にいつも聞くのです、私のことをどうやって知りましたかというと、そうしたら、ネットで検索していたらおぐら議員のSNSとか出てきたのでとか、結構そういう方がいらっしゃって、これは昔からそうでした。困窮支援団体の方も、やはりGoogleなりXなりYouTubeとかの検索で、困窮支援団体とかその方が出ているところを見て、それで相談につながったという方が非常に多くて、やっぱり時代の変化だなということを、なかなか高齢世代の方はそういった情報ツールは難しいかもしれないのですけれども、若い方の情報の取り方というのが、スマホでのキーワード検索、SNS、YouTubeでの検索による、そういう相談窓口につながったという事例がほぼ全てと言っても過言ではないぐらいの状況で、そういう対策を、強化を、是非進めていただければ、図っていただければということで、要望で。

よろしくお願ひいたします。

○高橋まゆみ委員 私も2点お願いします。

年末年始の福祉臨時窓口開設についてお伺いしたいのですけれども。9連休のうち、12月28日と31日に設けるということなのですけれども、できれば1月にも、もう1日と思うのですが、いかがですか。

○福祉まるごと相談課長 現状は、何日閉庁するから何日開けるという明確な基準は正直ないです。決まりもない中で、福祉まるごと相談課の職員の体制ですとか、あとは、丸々月曜日から金曜日、例えば5日間閉庁するような、そういうところは避けようというところもあって、職員体制と閉庁の期間を鑑みて、今回31日は臨時開庁、28日は福祉まるごと相談課が毎月第4日曜日に開けておりますので、それを横引きで開けさせていた

だいて、9日間閉庁する期間に対応しようというところで体制を整えました。

○高橋まゆみ委員 不勉強ですみません。意外と年末というのは炊き出しあとをよくテレビとかでは見るのでけれども、年始になると何か極端に減るようなイメージがあるのです。

あと、もう一つ聞きたいのが、緊急的な食料提供となっているのですが、もしもこれ、閉庁のときの最初の方で分かった場合というのは、閉じている間分、全部もらえるのですか。

○福祉まるごと相談課長 12月26日の段階で、本庁舎の地下の宿直の入り口のところに緊急食料を預けます。その段階で、例えば27日土曜日に食料でお困りの方、どうしても今日食べるものが無いという方がいらっしゃった場合には、事情をお聞きして、必要な分をお渡しいただきます。そのほか、29日、30日等につきましても、窓口が開いてない段階でどうしても緊急食料が必要な際には、お話を聞いていただいて提供してくださいと、そこは断らないでくださいというところで申し伝えています。

○高橋まゆみ委員 ありがとうございます。そうなると、やっぱり緊急的ですから、大体1回、ここに書いてある1人1日3食でお渡しするということだと思うのですけれども。

ですが、その後、その方というのはその日だけが困っているわけではなくて、連日御飯は食べなくてはいけないものですから、その場合はどういった形ですか。

○福祉まるごと相談課長 実際に閉庁、窓口が開いてない時間は、福祉まるごと相談課の相談員ではなくて、本庁舎の宿直の警備の方に対応しているので、なかなか詳しい聞き取り、インテークというは難しいと思っています。なので、御本人たちが何食必要と言われた際には、そこで、その都度お渡しくださいというところにしてます。

ただ、例えば28日、31日は窓口が開いたり、

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

年明けには、また福祉まるごと相談課を含めて相談に行ってくださいというところでつないでいただけるような体制も、是非そこは御案内を添えたいと思っています。

○高橋まゆみ委員 本当は、できれば最低1日1食、ここに来れば食べられるよというようなものがあれば一番安心できるのかなと。1日3食出しなさいというのは思わないのですけれども、最低限、生きていくだけの最低限は、備蓄といいますか、その方に差し上げていただきたいなと思います。

これは食糧のみになりますか、お金とか、1日幾らという形では渡せない形ですか。

○福祉まるごと相談課長 ★★のところを含めて、緊急的に渡すのは食料のみになります。

ただ、31日につきましては、福祉まるごと相談課と、あと、福祉事務所から職員が一緒に来ていただいて、生活保護の相談に係る部分も、申請含めてそこは受け付けるように31日はしておりますので、そこで対応できるものは福祉課の方で一緒に対応していただくというところで想定しております。

○高橋まゆみ委員 ただでさえ寒い中、ひもじい思いをしてという形で、やっと歩いて来られると思うのです。なので、できればもう少しだけ。

備蓄の量とかもお伺いしたいのですが、そこまでないですよね。何人ぐらいを想定されますか。

○福祉まるごと相談課長 昨年度も実は9連休だったのです。2日開けたのですけれども、昨年度はたしか50食預けました。地下の宿直のところに50食預けて、結果、去年は使用実績はなかったのです。

ただ、何食も渡してどうしても足りなくなるという場合には、私どもに連絡をいただいて、そこは、もうないですということだけはないようにしたいと考えております。

○高橋まゆみ委員 そうしたら、お休み中も連絡が取れて、対応してくださるということになるので

すか。

○長沢興祐委員長 高橋委員、質問をある程度まとめていただいていた方が、一問一答で永遠に続いてしまうので、お願いします。

○福祉まるごと相談課長 そのように、連絡を取れる体制は、含めてやりたいと思っております。

○高橋まゆみ委員 すみません、次々と疑問が湧いてきてしましますので。分かりました。できれば少し余裕を持った、これは生ものではないので、多めにやっていただきたいと思います。

あと、もう一つなのですが、衛生部の情報連絡のジェネリックの医薬品の、使わなかつた場合のことをお聞きしたいのですけれども。

ジェネリックを使わなかつた場合に、要は使わない人はただでさえお薬が高くなるのに、ペナルティーみたいな形で何かお金が発生すると聞いたのですけれども、それを御説明ください。

○データヘルス推進課長 令和6年10月の制度改革で、ジェネリック医薬品があるにもかかわらず先発医薬品を希望した場合、その差額の4分の1相当が特別の料金として加算されるようになったというものです。

○高橋まゆみ委員 それなのですから、薬局に置いてないのは、その方のせいではないと思うのです。説明のときに、だったら取り寄せみたいな形で言われたのですけれども、それは本来だったら薬局がペナルティーを受けるべきところだと思うのです。

なので、利用者ではなくて薬局側に周知させるという方が早いのではないかなと思うのですけれども。

○データヘルス推進課長 流通の問題ですか、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合は、そういう特別の料金を支払う必要はないというところでございます。

○高橋まゆみ委員 分かりました。

以上です。

- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- ・音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- ・「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○長沢興祐委員長 そのほか、よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○長沢興祐委員長 全て質問も出尽くしたようです

ので、以上で厚生委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時26分閉会

速報版